お知らせ INFORMATION

電気暖房器を使用している皆さまへ

長年使用している電気暖房器（電気毛布・電気カーペット等）で、経年劣化が原因の火災事故が起きています。事故を未然に防ぐため、日頃から製品とその周辺のチェックを行いましょう。また、少しでもおかしいと思ったら、ただちに使用を中止しましょう。

確認事項／

・表面に傷や破れがないか
・コードやコードの根本、プラグに傷みがないか
・ヒーター線に重なりはないか　等

片付けポイント／

・コードを強く巻きつけない
・操作部に重いものを乗せない
・取扱説明書に基づき正しく収納

【お問い合わせ先】
一般社団法人日本電機工業会　暖房器専門委員会
（☎03-3556-5887）
ホームページ：http://www.jema-net.or.jp/

特定利用券（平成24年度分）交付のご案内

下記の交付対象者に該当される方は、町営温泉（ゆーあいの家・久保内ふれあいセンター・蟠渓ふれあいセンター・仲洞爺来夢人の家）を利用できる特定利用券（一人30枚）を交付いたしますので、役場住民福祉課にて申請願います。

なお、平成24年4月1日(日)以前より本町に住まわれている方が交付の対象となります。

交付対象者／

(1)生活保護法に規定する扶助等を受けている満65歳未満の町内在住の方
(2)母子及び寡婦福祉法に規定する母子家庭満65歳未満の町内在住の方
(3)障害者基本法に基づく障害者手帳等の交付を受けている町内在住の方

※上記全共通で３歳未満の方は除きます（３歳未満無料）

お持ちいただくもの／印鑑

※65歳以上の町内在住の方には、誕生日の前月に通知しております特定利用券及び敬老福祉証の対象となりますので、本件の交付対象になりません。

【お問い合わせ先】
役場住民福祉課（☎66-2121）

町税の滞納は許しません！

壮瞥町を含む西胆振地域の３町と胆振総合振興局納税課では、平成24年４月１日(日)に、個人道民税や市町村税の滞納額の縮減を目的とした**西胆振三町地方税徴収対策本部**を設置します。西胆振三町地方税徴収対策本部では、高額・悪質な滞納者等について、**滞納処分**を前提とした処理方針を協議し、決定した処理方針に従って、構成団体が共同で**滞納処分のための住居、事務所等の捜索や財産の差押え・公売**などを行います。
町税は、町民の皆さんの生活に欠かすことのできない公共サービスや公共施設の維持管理などに必要な大切な財源です。町では、西胆振三町地方税徴収対策本部との連携を図り、滞納処分などの取組を強化し、税負担の公平性の確保と貴重な自主財源である町税の一層の収入確保に努めます。

捜　索

捜索は、差し押えるべき財産の発見等のために行う強制調査です。なお、捜索を妨害した場合には、公務執行妨害罪の適用があります。

捜索場所の例／○住居　○事務所　○営業所　○店舗　○工場　○倉庫　○建物の敷地

捜索物の例／捜索場所にある○金庫　○たんす　○戸棚　○封筒　○容器　○書類鞄

差押え

差押えは、滞納処分一連の手続の第一段階として、滞納者の財産の処分を制限し、換価できる状態にするための処分です。

差押財産の例／○給与　○預貯金　○生命保険　○売掛金　○年金　○電話加入権　○不動産　○自動車やバイク　○電化製品　○有価証券

公　売

公売は、差し押えた動産、自動車、不動産などを、インターネットオークションシステムなどを通じて売却する処分です。

【お問い合わせ先】胆振総合振興局地域政策部納税課
（☎0143-24-9586）

「メルトタワー21」排ガス(煙突)測定結果

メルトタワー21の「ダイオキシン類対策特別措置法」による排出基準値は、0.1ナノグラムと定められています。

測定結果は、基準値を下回っています。

２号炉	
測 定 日	測定結果(ナノグラム)
平成23年12月22日	0.0018

（ナノグラムは10億分の1グラム）

【詳細】西いぶり広域連合(☎0143-59-0705)